

議案第 9 号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 愛知県尾張水害予防組合

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。